

石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費（技術開発事業）補助金
交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、エネルギー構造の高度化等に向けた地域住民等の理解促進を推進することを目的とし、再生可能エネルギー・省エネルギーに関する技術開発を行う事業者に対して、予算の範囲内において石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費（技術開発事業）補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年石巻市規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 事業を営む法人及び個人をいう。
- (2) 技術開発事業 再生可能エネルギー及び省エネルギーに関する先進的な技術開発をいう。

（補助事業）

第3条 補助金の交付対象事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 石巻市に雇用や経済効果を創出する見込みのある技術開発事業
- (2) 事業の成果の商用化により、石巻市に雇用や経済効果を創出する見込みのある技術開発事業

（交付対象者等）

第4条 補助金の交付対象者は、市長が別に定める補助金公募要領に基づく補助事業者の公募に対し応募申請し、市長から採択決定を受けている者で、次の各号に掲げる全ての要件を満たす事業者とする。

- (1) 石巻市において補助事業による技術開発を実施する者で、かつ補助事業完了後も継続して技術開発等を実施する見込みのある者又は石巻市において補助事業成果の商用化を行う見込みのある者
- (2) 市税（石巻市市税の滞納者に対する補助金等の交付の制限に関する規則（平成29年石巻市告示第37号）第2条第2項に規定する市税をいう。以下同じ。）を滞納していないこと（個人の場合は、市税及び国民健康保険税を滞納していないこと。）。)
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、再生手続開始の決定を受けた者を除く。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者。ただし、更生手続開始の決定を受けた者を除く。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法第２条第６号に規定する暴力団員が役員就任や経営関与等を行っている法人等
エ 石巻市及び経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者

（補助金の額等）

第５条 補助事業の対象経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率並びに上限額及び下限額は、次の表のとおりとする。

補助対象経費の内容	補助率	上限額／下限額
人件費、設備費、旅費、外注費、委託費、通信運搬費、図書・消耗品費、会議費、謝金、備品費、借料及び損料、印刷製本費、補助員人件費、その他補助事業を実施するために必要な経費	１０分の１０	上限：前条第１項の採択決定の通知による交付予定額（最大１億円） 下限：１００万円

（補助金の交付申請）

第６条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費（技術開発事業）補助金交付申請書（様式第１号）に市長が定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- ２ 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第７条 市長は、前条第１項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費（技術開発事業）補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

- ２ 市長は、前条第２項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

- ３ 市長は、第１項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第８条 前条第１項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」とい

う。)は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に市長に書面をもって申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

第9条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、市長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費(技術開発事業)補助金計画変更(等)承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業に要する経費の額を変更しようとするとき。ただし、10パーセント以内の増減を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助の目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助の目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(契約等)

第11条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、市長に届け出なければならない。

(事故の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費(技術開発事業)補助金事故報告書(様式第4号)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、市長の要求があったときは速やかに石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費(技術開発事業)補

助金状況報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して20日を経過する日又は補助金の交付の決定をした年度の3月20日のいずれか早い日までに石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費（技術開発事業）補助金実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条第1項に規定する実績報告書が提出されたときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは補助金の交付額を確定し、石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費（技術開発事業）補助金確定通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付等）

第16条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費（技術開発事業）精算（概算）払請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第17条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（様式第9号）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

（交付決定の取消し等）

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消し、又は変更する場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

(財産の管理等)

第19条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第10号）を備え管理しなければならない。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第14条第1項に規定する実績報告書に取得財産等管理明細表（様式第11号）を添付しなければならない。

4 市長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を市に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第20条 取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号及び第5号の規定により大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年通商産業省告示第360号）に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費（技術開発事業）補助金財産処分承認申請書（様式第12号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(暴力団排除に関する誓約)

第21条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(収益納付)

第22条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年以内に、補助事業により整備された施設の運営、貸与等により収益が生じたと認められる場合には、石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費（技術開発事業）補助金収益状況報告書（様式13号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告により、収益が生じたと認めたときは、当該補助事業者に対して交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。

3 前項の規定により納付を命ずることができる額の合計は、補助金の確定額の合計額を上限とする。

(その他)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

石巻市長 （あて）

申請者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費（技術開発事業）補助金
交付申請書

石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費（技術開発事業）補助金交付要綱
第 6 条第 1 項の規定により、補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の目的及び内容
2. 補助事業の開始及び完了予定日
3. 補助事業に要する経費 円
4. 補助対象経費 円
5. 補助金交付申請額 円
6. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
7. 同上の金額の算出基礎

（注 1）申請書には、申請者の役員等名簿、市税を完納していることを証明できる書類及び次の事項を記載した書面を添付すること。

1. 申請者の営む主な事業
2. 申請者の資産及び負債に関する事項
3. 補助事業の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
4. 補助事業の効果
5. 補助事業に関して生ずる収入金に関する事項

（注 2）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

様式第2号（第7条関係）

石巻市（ ）指令第 号
年 月 日

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 様

石巻市長

石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費（技術開発事業）補助金
交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費（技術開発事業）補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費（技術開発事業）補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、年 月 日付けで申請のありました 年度石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費（技術開発事業）補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）記載のとおりとします。

2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

3. 補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、交付申請書記載のとおりとします。

4. 補助金の額の確定は、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と補助金の額とのいずれか低い額とします。

5. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、この石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費（技術開発事業）補助金交付要綱第7条第2項の規定により、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

6. 補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年以内に、補助事業により整備された施設の運営、貸与等により収益が生じたと認められる場合には、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命じることがあります。

様式第 3 号（第 10 条関係）

年 月 日

石巻市長 （あて）

申請者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費（技術開発事業）補助金
計画変更（等）承認申請書

年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号で交付決定のあった石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費（技術開発事業）補助金について、石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費（技術開発事業）補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、計画変更（等）について下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更が補助事業に及ぼす影響
4. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
（新旧対比）
5. 同上の算出基礎

（注）中止又は廃止にあっては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

様式第 4 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

石巻市長 （あて）

申請者	住所
氏名	法人にあっては名称 及び代表者の氏名

石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費（技術開発事業）補助金
事故報告書

石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費（技術開発事業）補助金交付要綱
第 1 2 条の規定により、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 事故の原因及び内容
2. 事故に係る金額 円
3. 事故に対して採った措置
4. 補助事業の遂行及び完了の予定

様式第 5 号（第 1 3 条関係）

年 月 日

石巻市長 （あて）

申請者	住所
氏名	法人にあつては名称 及び代表者の氏名

石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費（技術開発事業）補助金
状況報告書

石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費（技術開発事業）補助金交付要綱
第 1 3 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の遂行状況
2. 補助対象経費の区分別収支概要

様式第 6 号（第 1 4 条関係）

年 月 日

石巻市長 （あて）

申請者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費（技術開発事業）補助金
実績報告書

年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号で交付決定のあった石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費（技術開発事業）補助金について、石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費（技術開発事業）補助金交付要綱第 1 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業
(1) 補助事業の内容
(2) 重点的に実施した事項
(3) 補助事業の効果
2. 補助事業の収支決算

(1) 収 入 (単位：円)

項 目	金 額
自己資金	
補助金充当額	
合 計	

(2) 支 出 (単位：円)
(イ) 総括表

区 分	補助事業に 要した経費		補 助 対 象 経 費				補助金充当額		
	計画額	実績額	計画額	流用額	流用 後額	実績額	交 付 決定額	流用後 交 付 決定額	実績額
合 計									

(ロ) 経費の内訳 (各経費の配分ごとの実績の内訳を記載)

- (注 1) 当該年度に財産を取得しているときは、石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費（技術開発事業）補助金交付要綱第 1 9 条第 3 項の規定により、取得財産等管理明細表（様式第 1 1 号）を添付することとする。
- (注 2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。
- 補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額
- (注 3) 支出総括表の流用後交付決定額は、区分間の流用をした場合に流用後の交付決定額を記載することとする。

様式第 7 号（第 1 5 条関係）

第 号
年 月 日

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 様

石巻市長

石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費（技術開発事業）補助金
確定通知書

年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号により交付決定通知をした
石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費（技術開発事業）補助金の交付額を
下記のとおり確定したので、石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費（技術
開発事業）補助金交付要綱第 1 5 条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

様式第 8 号（第 16 条関係）

年 月 日

石巻市長 （あて）

申請者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費（技術開発事業）補助金
精算（概算）払請求書

石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費（技術開発事業）補助金交付要綱
第 16 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 精算（概算）払請求金額 円
2. 請求金額の算出内訳（概算払の請求をするときに限る。）
3. 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）
4. 振込先金融機関口座
_____銀行_____支店
当座・普通 口座番号_____

口座名義人_____

（注）概算払の請求をするときには、別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。

(別紙)

概算払請求内訳書

補助対象 経費の区 分	補助対象経費の額			補助率	補助金の額		
	配分済 額	実績額 (年月日 ～年月 日)	支出見込 額(年月 日～年月 日)		配分済 額	前回ま での受 領額	今回 請求 額
合計							

様式第 9 号（第 17 条関係）

年 月 日

石巻市長 （あて）

申請者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費（技術開発事業）補助金交付要綱
第 17 条第 1 項（以下「交付要綱」という。）の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金額（交付要綱第 15 条による額の確定額） 円
2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に
係る仕入控除税額 円…①
3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に
係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円…②
4. 補助金返還相当額（②－①） 円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第10号 (第19条関係)

取得財產等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から第3号までに定める財産、取得価格又は効用の増加価格が石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費（技術開発事業）補助金交付要綱第20条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア)不動産・(イ)船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック・(ウ)(ア)又は(イ)に掲げるものの従物・(エ)車両及び運搬具、工具、器具及び備品、並びに機械及び装置・(オ)無形資産・(カ)開発研究用資産・(キ)その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費（技術開発事業）補助金交付要綱第20条第2項に定める期間を記載すること。

様式第 11 号 (第 19 条関係)

取得財産等管理明細表 (年度)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から第3号までに定める財産、取得価格又は効用の増加価格が石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費（技術開発事業）補助金交付要綱第20条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア)不動産・(イ)船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック・(ウ)(ア)又は(イ)に掲げるものの従物・(エ)車両及び運搬具、工具、器具及び備品、並びに機械及び装置・(オ)無形資産・(カ)開発研究用資産・(キ)その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費（技術開発事業）補助金交付要綱第20条第2項に定める期間を記載すること。

様式第12号（第20条関係）

年 月 日

石巻市長 （あて）

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費（技術開発事業）補助金
財産処分承認申請書

石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費（技術開発事業）補助金交付要綱第
20条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 処分の内容

- (1) 処分する財産名等（別紙） ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等
- (2) 処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日
処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

2. 処分理由

様式第 13 号（第 22 条関係）

年 月 日

石巻市長 （あて）

補助事業者 住所
氏名 法人にあっては名称
及び代表者の氏名

石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費（技術開発事業）補助金
収益状況報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知があった上記補助事業
について、石巻市エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費（技術開発事業）補助金交
付要綱第 22 条第 1 項の規定により、収益状況を下記のとおり報告します。

記

1. 補助金の確定額及びその通知の日 金 円
年 月 日付け第 号
2. 報告期間 年 月 日～ 年 月 日
3. 収益状況（別紙）

(別紙)

1. 收益状況

(単位：円)

補助事業により整備された施設等の名称	収益額	算出根拠

2. 収益納付額の計算方法

$$\text{年度収益納付額} = (A - B) \times C / D - E$$

A：収益額（補助事業により整備された施設の運営、貸与等による収益のうち補助事業が寄与した部分の相当額から関係経費等を差し引いた額の各年度の累計）

B：控除額（補助対象経費）

C：補助金確定額

D：補助事業に係る支出額（補助事業に要した経費と補助事業終了後に追加的に要した経費の合計）

E：納付額（前年度までに収益納付を行っている場合の当該納付額）

3. これまでの収益納付額

[illegible]